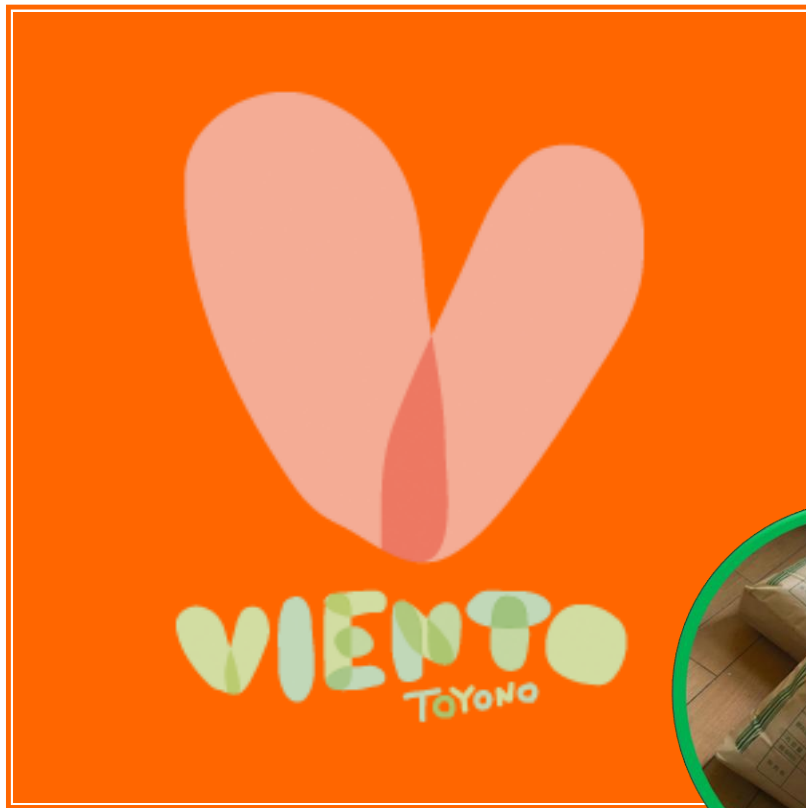


大阪府 豊能郡豊能町

ふるさと寄附 N P O 法人支援

N P O 法人ヴィエントとよの

大阪府
豊能郡豊能町



寄附金は、N P O 法人ヴィエントとよのが行う
「青少年の健全育成」「心と身体の健康づくり」
「誰もがイキイキと楽しく暮らせる地域コミュニティの形成」
に優先して活用させていただきます。

N P O 法人ヴィエントとよのが豊能町の活性化に向けて
チャレンジし続けますので、ご支援のほど宜しくお願い
いたします。

お申込みの流れ

I. お申込書を豊能町へ送付

【送付先】 〒563-0292 大阪府豊能郡豊能町余野414-1 豊能町役場秘書政策課
☎ 072-739-3413 FAX 072-739-1980

II. お申し込みいただいた住所宛に豊能町から納付書等を発送 納付書支払い（ゆうちょ銀行ほか）、銀行振込、現金書留 等にてご入金

III. ご入金確認後、寄附金額に応じた返礼品をお贈りします

IV. ワンストップ特例申込書を豊能町へ送付

【送付先】 〒563-0292 大阪府豊能郡豊能町余野414-1 豊能町役場秘書政策課
☎ 072-739-3413 FAX 072-739-1980

お礼の品(返礼品)

自然ゆたかな環境で育てた、「**豊能町産のキヌヒカリ**」を
お礼の品としてお贈りさせていただきます。
対象は、町外にお住まいで1万円以上の寄附をしていただいた方です。



寄付金額		お礼の品（返礼品）
精米	10,000円	精米 7.0kg〔7.0kg×1回〕
	30,000円	精米 21.5kg〔21.5kg×1回〕
	50,000円	精米 36.0kg〔18.0kg×2回〕
玄米	10,000円	玄米 7.5kg〔7.5kg×1回〕
	20,000円	玄米 15.0kg〔15.0kg×1回〕

※発送時期は、調整させていただきますが、
10月以降翌年5月下旬までの対応とさせていただきます。

寄附金の税制上の優遇措置について

都道府県・市町村に対して「ふるさと寄附」をすると、原則として寄附額のうち、2,000円を超える額が所得税と個人住民税から控除されます。

〔収入額ごとに控除額が変動するのでご注意ください〕

ふるさと納税ワンストップ特例について

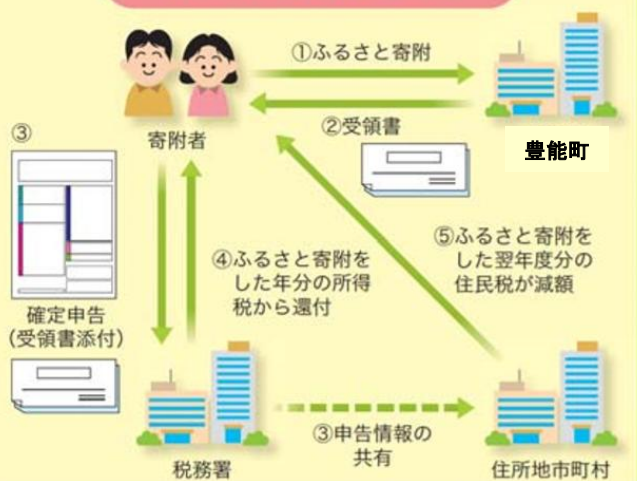
■確定申告が不要な給与所得者等について、寄附先の団体へ「申告特例申請書」を提出することで確定申告することなく寄附控除が受けられる特例的な仕組みです。

※寄附先が5団体以下の場合に限ります。

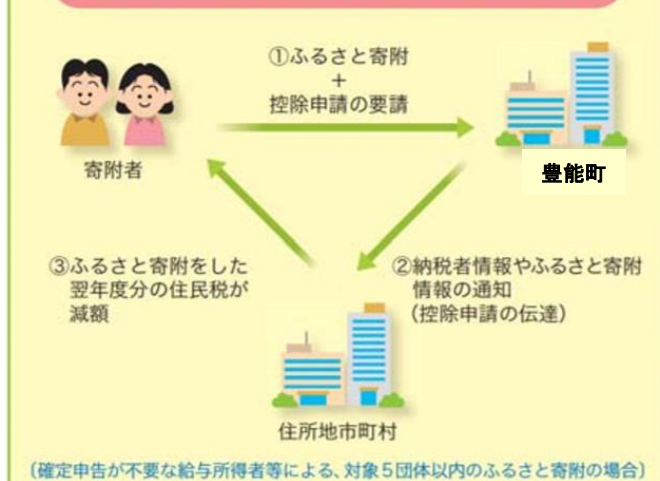
※原則として、確定申告を行った場合と同額が控除されます。

（本特例が適用される場合は、所得税控除分相当額を含め翌年度の個人住民税から控除されます）

確定申告を行う場合



ワンストップ特例が適用される場合



『NPO法人ヴィエントとよの』とは・・

地域住民に対して、「スポーツ・文化活動」「教育・子育て支援活動」「福祉に関する活動」「農業に関する活動」「地域づくり（観光・町づくり含む）に関する活動」の主要5事業を中心に地域が活性する事業を行い、「様々な地域課題の解決」「地域ニーズの具現化」に寄与することを目的に活動しています。



サッカー



マイクロバス運行



ヨガ



バスケットボール



農業